

◎新潟県告示第1383号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年12月6日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
村上市北新保字砂山923番1から	新	11.3～18.7メートル	294.2メートル
同市北新保字砂山1002番1まで	旧	10.4～15.4メートル	293.3メートル

備考 路線の重用

全区間県道新潟新発田村上線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟新発田村上線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
村上市北新保字砂山923番1から	新	11.3～18.7メートル	294.2メートル
同市北新保字砂山1002番1まで	旧	10.4～15.4メートル	293.3メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道345号と重用